

○岐南町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

平成27年8月6日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分を貸し付ける方法により自動販売機を設置させる場合の取扱いについて、岐南町公有財産及び債権の管理に関する規則（昭和39年岐南町規則第10号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置事業者の選定方法)

第2条 自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、原則として、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(設置方法)

第3条 自動販売機の設置は、法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、町が設置事業者に対し、庁舎等の一部を貸し付ける方法により行うものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は5年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(最低貸付料)

第5条 貸付けに係る最低貸付料の額は、岐南町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（昭和62年岐南町条例第1号）に基づき算定された額のほか、これ以外の方法により算定した額を基準として定めることができるものとする。

(貸付料の算定及び改定)

第6条 貸付料は、落札価格とし、貸付期間中は改定しないものとする。

(貸付料の納付期限)

第7条 貸付料は、契約により定めた額を、毎年度、町長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに一括して納付するものとする。

(電気使用料の算定等)

第8条 自動販売機の運用に係る電気使用料は、設置事業者が負担する。この場合において設置事業者は計量機器（子メーター）を設置し、それにより算定される電気使用料実費を指定期日までに全額納付するものとする。

2 前項の電気使用料計算に用いる電気料金単価は、貸付期間中の毎年3月31日現在の電力量料金により算出した額とする。ただし、契約初年度においては、この限りでない。

(原状回復)

第9条 設置事業者は、自動販売機の設置又は撤去により庁舎等を破損したときは、自らの責任において原状に回復しなければならない。

2 設置事業者は、貸付期間を満了したときは、当該満了日に自動販売機を撤去しなければならない。

(権利の譲渡等)

第10条 設置事業者は、貸付財産の転貸及び賃借権を譲渡してはならない。

(遵守事項)

第11条 設置事業者は、この要綱に基づいて自動販売機を設置するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動販売機及び付属品の設置及び撤去に要する全ての費用は、設置事業者が負担すること。
- (2) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (3) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、許可等が必要な場合は、適正に手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置については、安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(適用除外)

第12条 次の各号いずれかに該当する場合は、この要綱は適用しない。

- (1) 災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、現に町内各施設に自動販売機の設置を許可している場合で、引き続き当該設置事業者が自動販売機の設置を許可する場合
- (2) 施設の取壊し、改修工事等により、自動販売機の設置が短期間となる場合
- (3) 前2号に該当する場合のほか、行政上、特定の設置事業者が自動販売機を設置させる必要があると町長が認めた場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、自動販売機の設置について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。